

1 いじめ問題への基本的な考え方

（１）いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。ことを旨として行われなければならない。

（２）いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する。理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置する。ことなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにする。ことを旨として行われなければならない。

（３）学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する。取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する。児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する。児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。責務を有する。（いじめ対策推進法第8条 東京都いじめ対策推進条例第6条）

3 いじめ防止等のための組織

（１）学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校におけるいじめの防止等に関する。措置を実効的に行う。（法第22条）

イ 所掌事項

ウ 会議

学校いじめ対策委員会は、委員長が招集する。

学校いじめ対策委員会会議は、月一回開くものとする。

エ 委員構成

校長を委員長とし、副校長、生活指導部および各学年から各1名、スクールカウンセラーにより構成される7名をもって組織する。

ただし、委員長が必要と判断した際は、その他の者を招集する。ことができる。

（２）学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校いじめ対策委員会を支援する。組織として、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

○生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図る。

○いじめ防止対策推進法で規定する。学校いじめ対策委員会を支援する。

ウ 会議

必要に応じて、委員長が開催する。

エ 委員構成

学校いじめ対策委員会が兼任する。

必要に応じて、主幹教諭、警察職員（スクールサポーター含む。）学校運営連絡協議委員等を任命する。

4 段階に応じた具体的な取組

学校は、学校の設置者等と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

(1) 未然防止

ア 学年集会、セーフティ教室、学年集会等で「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気の学校全体への醸成する。

イ 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成する。

ウ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進する。

エ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上する。

オ 学期ごとに生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進する。

カ 保護者会・学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力する。

(2) 早期発見

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。ことが大切である。

ア いじめ調査 早期のいじめの実態把握及び生徒がいじめを訴えやすい体制の整備のため次のとおり実施する。

① 各学期ごとのアンケート調査（年3回）

② 教育相談・クラス面談の実施等による

イ 相談体制の整備

① 入学時におけるスクールカウンセラーとの1年生全員面談の実施する。

② スクールカウンセラーだよりの月1回の発行により相談室等の利用及び電話相談窓口の周知する。

ウ 教職員全体によるいじめに関する。情報の共有する。

① 学校いじめ対策委員会において、各学年の情報を共有する。

② 週1回の学年会で当該学年の情報を共有する。

(3) 早期対応

いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。

ア いじめ発見した場合（疑われる行為や訴えがあった場合）

学年主任や主幹教諭・分掌主任等に報告し、生活指導部を中心に情報を共有する。

当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなど慎重に事実関係を明確に丁寧に把握しいじめの有無を確認する。

イ 事情聴取中、特別指導中、指導後においても、全教職員で気を配り、情報は共有する。

いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の情報は秘密厳守とし、必要に応じてスクールカウンセラーを活用する。

ウ いじめが認知された場合は、管理職が学校経営支援センター及び東京都教育委員会に報告し、状況に応じて関係機関と相談する。

加害生徒については、教育的配慮の下、毅然とした態度による強い指導の実施する。

エ いじめを見ていた生徒がいた場合、自分の問題として捉えられるようにする。適切な規模で指導する。

オ 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。電話での対応は事務連絡のみとし、複数での対応する。

カ 必要に応じては、保護者会の開催などによる保護者との情報共有する。

キ いじめが犯罪行為と認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報、適切に相談する。

など

(4) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席する。

ことを余儀なくされている場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、学校経営支援センター・東京都教育委員会に速やかに報告する。

イ 学校経営支援センター・東京都教育委員会と協議の上、学校いじめ対策委員会で事実関係を明確にする。ための調査実施及び調査協力する。

ウ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 教職員研修計画

(1) 年3回の校内研修会を実施する(学期に1回)

(2) 年度当初にいじめ発見した場合(疑われる行為や訴えがあった場合)の対応について周知、共通理解を持つ。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する。方策

(1) 学年保護者会及び面談、部活動保護者会を活用し、いじめの早期把握といじめ防止の啓発を推進する。

(2) スクールカウンセリングだよりの活用による保護者への相談室の周知する。

(3) 担任及び顧問は適時適切に家庭と連絡し生徒の情報を収集する。その際必要な情報は提供する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 学校運営連絡協議会と連携し学校のいじめ未然防止や早期対応の状況の評価を受け改善・推進する。

(2) 地域青少年対策協議会に生活指導部主幹教諭が参加し、地域との連携をとる。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、年1回セーフティ教室及び年3回実施の学校運営連絡協議会を実施し、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価し基本方針改善に反映させる。

ア いじめの未然防止や早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。